# 資 料

- 1 検討の流れ
- 2 都市計画公園・緑地(府営公園)見直し検討委員会
- 3 評価カルテ
- 4 (参考)府営公園の成り立ちと役割

#### 1 検討の流れ

平成 23 年 8 月 1 日 (月) 第 1 回大阪府都市計画審議会 都市計画公園・緑地の見直しについて 報告 部会(常務委員会)の設置について承認 平成23年8月16日(火)第1回委員会 平成 23 年 11 月 16 日(水) 第 2 回委員会 平成 23 年 12 月 27 日 (火) 第 3 回委員会 平成 24 年 1 月 13 日 ~ 20 日 市町村等意見照会 平成24年2月14日(火) 第2回大阪府都市計画審議会 都市計画公園・緑地(府営公園)見直しの基本方針(案)報告 平成 24 年 2 月 21 日~3 月 21 日 パブリックコメント 平成24年3月 見直し方針策定、公表

平成24年度~ 都市計画変更手続き

2 都市計画公園・緑地(府営公園)見直し検討委員会

#### 【構成】

部会名 大阪府都市計画審議会 常務委員会 「都市計画公園・緑地(府営公園)見直し検討委員会」

增田 昇 氏 (大阪府立大学教授) 委員長

岡田 憲夫 氏 (京都大学 防災研究所教授) 委員

> 嘉名 光市 氏 (大阪市立大学准教授) 児島 亜紀子 氏 (大阪府立大学教授) 西村 多嘉子 氏 (大阪商業大学教授)

赤津 加奈美 氏 (弁護士 赤津法律事務所)

#### 【検討内容】

# 第1回

- ① 見直しのスタンスの整理
- ② 社会経済情勢に応じた府営公園として必要な機能の整理
- ③ 必要な機能の評価方法の整理

#### 第2回

- ④ 代表的な公園における見直しプラン検討(ケーススタディ)
- ⑤ 代替性及び実現性評価軸の考え方の整理

### 第3回

⑥ 都市計画公園・緑地(府営公園)見直しの基本方針(案)の整理

# 3 評価カルテ

公園名称			対象ブロ	ック名			
			対象ブロック面積				ha
計画面積		ha	(うち市街化記	(うち市街化調整区域)			ha)
			対象ブロック計画決定		○○年○○月○○日		
開設面積		ha	土地利用規制				
用設ഥ損		па		一人あたり面	ī積(㎡/人)		参考(府平均)
事業認可面積		ha			公園		
未着手面積		ha	区域	都市計画 広域公園·			
(うち市街化調整区域)	(	ha)		都市	公園		
圏域人口		人	行政区域	住区基幹公園			
交通アクセス			(〇〇市)	都市基幹公園			
又地アンピス	`			市街化区域	域の緑被率		

上位計画の位置づけ	
大阪地方計画(s42)······	
みどりの大阪推進計画・・・・	
大阪府公園基本構想・・・・・・	
市町村緑の基本計画 等・・・・・	l
当該プロックの施設計画	
当初の施設計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
現在の施設計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	

▶必要性評価(核	機能別)(類	案)			必要性	必要性			
項目					15.0	評価	根拠等	評価理由	総合評価
				広域避難地としての位置づけはあるか		YES	【NOであれば「1-2」に進む】		
		上 広域 避難地	1-1	<u>現開設区域及び事業認可区域</u> の避難可能面積は必要面積を満たしているか	YES	NO			
		ALL ALL PE		現開設区域及び事業認可区域は概ね10ha以上のまとまりを形成しているか	YES	NO			
		// ITT		後方支援活動拠点としての位置づけはあるか	NO	YES	【NOであれば「1-3」に進む】		
	R± 555	後方支援 活動拠点	1-2	<u>現開設区域及び事業認可区域</u> の活用可能面積は必要面積を満たしているか	YES	NO			
	,,,,,,	/11 36 JAC/M		<u>現開設区域及び事業認可区域</u> は概ね50ha以上のまとまりを形成しているか	YES	NO			
		避難路	1-3	<u>対象区域</u> の整備は避難路を確保するために必要か	NO	YES			
		延焼遮断	1-4	<u>対象区域</u> の整備は延焼遮断に必要な幅員の確保に寄与するものか	NO	YES			
		周辺環境	1-5	周辺に木造住宅密集地域など、避難危険度の高い地域があるか	NO	YES			
		関連計画	1-6	防災上、上位計画や関連計画との整合を図るために <u>対象区域</u> の整備は必要か	NO	YES			
			2-1	<u>対象区域</u> の整備は新たなクールスポットの創出に寄与するものか	NO	YES			
		熱環境	2-2	<u>対象区域</u> を整備することで、みどりの風促進区域とのつながりがうまれるか	NO	YES			
			2-3	熱環境マップでは類型2-③以下の熱負荷か	YES	NO			
存在効果			2-4	対象区域に守るべき自然環境があるか	NO	YES			
	環境	自然環境		   現開設区域及び事業認可区域は目標とする生物多様性を保全する規模を満たしているか	YES	NO	【YESであれば「2-6」に進む】		
			2-5				【153(60)れの名になって、「一年で、」		
1		田小山山中	0.0	<u>現開設区域及び事業認可区域、さらに対象区域を合わせて</u> 、目標とする生物多様性を保全する規模を満たすものか	YES	NO			
		周辺環境	2-6	<u>対象区域</u> の整備は河川や農地、その他のみどりとの一体性・ネットワーク性を確保するために必要か	NO	YES			
		関連計画	2-7	環境上、上位計画や関連計画との整合を図るために <u>対象区域</u> の整備(保全)は必要か	NO	YES			
		景観の	3- 1	対象区域の整備は、現開設区域及び事業認可区域と合わせて一団のまとまりとして景観を高めるものか	NO	YES			
		要素	3-2	<u>対象区域</u> に守るべき貴重な景観や地域の歴史・文化等があるか	NO	YES			
	= 40		3-3	<u>対象区域</u> の整備は、鉄道や主要道路等からの眺望に資するものか	NO	YES			
	景観	周辺景観	3-4	<u>対象区域</u> の整備は、周辺の貴重な景観や地域の歴史・文化等の資源との一体性、ネットワーク性を確保するために必要か	NO	YES			
			3-5	<u>対象区域</u> を廃止した場合に想定される新たな土地利用形態が、現在の周辺景観を阻害する可能性はあるか	NO	YES			
		関連計画	3-6	景観上、上位計画や関連計画との整合を図るために <u>対象区域</u> の整備あるいは保全が必要か	NO	YES			
			4-1	   <u>対象区域の施設計画</u>  はスポーツ・健康増進等を目的としたものであるか。	NO	YES	【NOであれば「4-4」に進む】		
		スポーツ・		現開設区域のスポーツ施設(陸上競技場、テニスコート、ブールなど)は広域的に利用されているか	NO	YES			
		健康増進		対象区域の整備は、スポーツ施設(陸上競技場、テニスコート、ブールなど)の広域需要に対して貢献するものか	NO	YES			
		, MA	4-3	<u>周辺地域</u> に圏域利用者の需要を満たす程度のスポーツ施設が存在する、あるいは設置計画が期待できるか	YES	NO			
			4-4	対象区域のコンセプトは憩いや癒し効果を目的としたものであるか	NO		【NOであれば「4-6」に進む】		
利用効果	スポーツ・ レクリエー ション	· 憩い・ - 癒し効果	4.5	<u>対象区域</u> の整備は、圏域の少子高齢化動向や利用者層の傾向に対応した施設(遊具、バーベキュー広場、遊歩道、芝生等)として、利用者の満足度上不可欠なものか	NO	YES			
	7 32	動向	4-6	<u>対象区域</u> の施設計画は、府民のニーズや社会経済情勢の変化において方向性の転換は必要か	YES	NO	【YESであれば転換すべき利用効果の項目に戻る		
		周辺環境		対象区域の整備は周辺緑地との歩行者系みどりのネットワーク形成に寄与するか	NO	YES	スポーツ・健康増進「4-2」「4-3」へ、憩い・癒し効果は「4-5」へ】		
			4-8	<u>対象区域</u> の廃止により、現在の計画(ゾーニング、動線計画、施設計画等)に影響があるか	NO	YES			
		関連計画		本機能上、上位計画や関連計画との整合を図るために <u>対象区域</u> の整備は必要か	NO	YES			
				<u>対象区域</u> の整備は歴史・文化・観光振興などに貢献するものか	NO	YES			
		商業							
		観光		対象区域は、集客イベント等の開催誘致にふさわしい環境であり、かつ整備により集客向上などに貢献するものか	NO	YES			
		45.4		対象区域において、大規模公園としてふさわしい集客施設(花の名所などアピール要素の高い目玉となる施設)を整備する計画があるか	NO	YES			
	商業· 観光·	福祉教育		対象区域の整備は、圏域の福祉施設入所者や高齢者等の心身の健康増進や生きがいづくりに貢献するものか	NO	YES			
媒体効果	秋 同,	文化		対象区域の整備は、圏域の子どもたちの自然体験や環境教育フィールドとしての環境整備に貢献するものか	NO	YES			
	文化等	等		対象区域の整備は、市民活動などによる活動人数の増加、あるいは市民活動の活発化に効果が期待できるものか	NO	YES			
		価値	5-7	<u>対象区域</u> の整備は、現開設区域及び事業認可区域の機能向上や公園へのアクセス性の向上など公園利用者の利便性の向上に貢献するものか	NO	YES			
			5-8	対象区域の整備は、周辺環境と一体となって地域のブランドカ向上や経済効果をもたらすなど地域活性化につながるものか ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	NO	YES			
		関連計画		本機能上、上位計画や関連計画との整合を図るために対象区域の整備は必要か	NO	YES			
都市計画上の	西	配置		対象区域の廃止は、公園の配置計画に影響をもたらすものか	NO	YES			
	н			対象区域は津波や浸水、土砂災害など自然災害の危険度が高い区域に位置するか	NO	YES			
				対象区域の都市計画を廃止することで市街地のスプロール化や環境低下を誘発する恐れがあるか	NO	YES			
確認	市街	i地形成		対象区域を見直した場合、道路の移設など公園を取り巻く周辺市街地との整合を図る必要性があるか	NO	YES			
			6-5	<u>対象区域</u> の整備は、市街地の骨格を形成するなど、市街地を形成する上での重要な役割を担っているか	NO	YES			
	見見 1世	<b>車計画</b>	6-6	<u>対象区域</u> に隣接する都市計画道路が廃止されるなど、周辺の都市計画の変更により、未着手区域の必要性を低下させる動向があるか	YES	NO			
		関連計画 -	6-7	都市計画上、上位計画や関連計画との整合を図るために <u>対象区域</u> の整備あるいは保全が必要か	NO	YES			

◆代替性評価(機能別)

_◆代替性評価(機能別)										
			代替性評価							
	効果 機能 必要性の総合評価			対象ブロック内において、都市計画公園・緑地以外で本機能を代替できる手法があるか						
	防災		No	Yes						
存在効果	環境		No	Yes						
	景観		No	Yes						
利用効果	スポーツ・ レクリエー ション		No	Yes						
媒体効果	商業· 観光· 教育· 文化等		No	Yes						

# 現況土地利用状況別評価 未着手区域 府営公園 【実現性評価】

対象ブロック名称

※必要性が高く、代替性の無い区域について評価

評価理由							
総合評価 領収難易度及びコス、所域における整備 での域における整備 の優先順位を考慮し、 総合評価)	低い	低い	低い	低い	低い	低い	
総合評価(買収難易度及びコスト、所域における整備の優先順位を考慮し、総合評価)	高い	高い	高い	高い	温い	高い	
コスト (地価及び面積等 から判断)	1/1	<i>\( \frac{1}{2} \)</i>	\ \	<del>\</del>	<del>-</del>		
コスト(地価及び面)から判断	X	X	X	X	К	_	
買収難易度(コスト除く)	羅图	比較的容易	困難 (水利権がなくなれば容易)	比較的容易	比較的容易	-	
公民種別	民有地	民有地	民有地	民有地	民有地	公有地	
土地利用状況	字地(一団のまとまり)	宅地(単独(1, 2筆程度))	采	農地	樹林地	先行取得用地	

# 4 (参考)府営公園の成り立ちと役割

日本の都市公園は140年ほどさかのぼる明治6年に政府より出された太政官布達により誕生します。これは古くから庶民に親しまれてきた社寺境内などを選んで公園と名付けようとしたもので、大阪では4公園が指定され、そのうち「箕面公園」と「住吉公園」、「浜寺公園」が現在も府営公園として管理されています。

大正8年には旧都市計画法が公布され、この条項の中で公園がはじめて都市施設として位置づけられます。大正12年の関東大震災では、公園が防火地帯や避難場所としての効用を十二分に発揮し、それにより公園の必要性が広く認識されるようになりました。

昭和16年には大阪緑地計画において、「服部緑地」、「大泉緑地」、「久宝寺緑地」の3大緑地が大阪都市計画緑地として都市計画決定されました。この大阪緑地計画では、市街地を無秩序に拡散させないようグリーンベルトとして、都心部を取り囲む2重の環状緑地帯と4大緑地が計画決定されました。内側の環状緑地帯はほぼ現在の中央環状線に重なります。

しかしながら、戦時中において、昭和18年に策定された「大阪防空空地計画」により、これらの計画は空襲時の避難空地や延焼防止帯として位置づけられ、防空空地としての役割を担っていくものとなりました。

#### 明治6年 太政官布達

箕面公園 住吉公園 浜寺公園

大正8年 旧都市計画法公布

・・・公園が都市計画施設として位置づけられる

#### 昭和16年 大阪緑地計画

服部緑地 大泉緑地 久宝寺緑地

二色の浜公園 住之江公園 長野公園

蜻蛉池公園

昭和42年 大阪地方計画

# 昭和43年 都市計画法公布

寝屋川公園 山田池公園

#### 昭和40年代後半

自然環境の保全、積極的な公園づくり

錦織公園 深北緑地 せんなん里海公園

昭和50年代 量的確保から質的充足への転換 | 枚岡公園

# 昭和59年 大阪府緑のマスタープラン

・・・環境保全・レクリエーション・防災を目的として 緑地を配置。「五大放射ー環状」型の緑

石川河川公園 りんくう公園

#### 平成5年 大阪府公園基本構想

#### ・・・・府営公園の指針

公園を「総合公園」「風致公園」「海浜レクリエーション公園」「都市林公園」の4つに類型化。全27ヶ所、面積約2,400haの構想

#### 平成11年 大阪府広域緑地計画

- \*\*\*施設緑地13㎡/人の確保を目標 (うち都市公園11㎡/人)
- 社会経済情勢の変化
  - ′施設緑地の実現性が困難

#### 平成21年 みどりの大阪推進計画

・・・・施設緑地13㎡/人の確保を目標を削除 公民の施策などによる緑化戦略の位置づけ 「緑地」の割合を4割以上確保、緑被率20%

また、外環状空地帯約6,500haに建築制限がかけられました。

その後終戦を迎え、防空法が廃止され、建築制限が解除されたことにより、東大阪一帯の市街化が急激に進行、スプロール化したことで「大阪緑地計画」のグリーンベルト構想の実現は困難となりました。

この頃「二色の浜公園」、「住之江公園」、「長野公園」、「蜻蛉池公園」が順次、都市 計画決定されました。

昭和38年には大阪府総合計画の前身となる「大阪地方計画」が策定されました。 道路網など都市づくりの骨格を示した「大阪地方計画」では、中央環状道路を緑地帯と し、大阪を取り囲む山系の保全、一人あたり公園面積の数値目標設定などの公園緑地 整備の考え方を示しました。

その後、昭和43年に「新都市計画法」が公布され、昭和44年に「寝屋川公園」 と「山田池公園」が、都市計画決定されました。

昭和40年代後半は自然環境の保全を主眼に据えた多様な公園緑地が求められるようになり、より積極的な公園づくりへと公園政策の大きな転換点となっています。この頃、「錦織公園」、「深北緑地」、「せんなん里海公園」、「枚岡公園」などが都市計画決定されています。

昭和50年代に入り、公園緑地は量的確保から、質的充足への転換が求められ、昭和59年には「大阪府緑のマスタープラン」が策定されました。

このマスタープランでは、「五大放射一環状」型の緑が骨格を形成させる計画を位置づけ、戦後途絶えていた総合的な緑地計画が再びスタートします。

五大放射とは都心から放射状に延びる猪名川、淀川、大和川、石川、そして臨海部の五つの軸のことであり、一環状とは周辺を取り囲む山系を示しています。

その後、石川軸では「石川河川公園」が、また臨界軸では「りんくう公園」が都市計画決定されました。

平成5年には「大阪府公園基本構想」が策定されます。これは、現在において府営 公園の指針となる唯一のものです。

この基本構想は、公園を4つに類型化するとともに将来27ヶ所、面積にして約2,400 ha の開設を目指す、壮大な構想でした。

平成11年には、緑のマスタープランの後継となる「大阪府広域緑地計画」が策定され、公園緑地等の施設緑地について、前述の2, 400 ha の達成も加味し、一人あたり13 ㎡を確保することを目標に掲げました。

その後、府民協働などのさまざまな取組みが充実し、(仮称) 泉佐野丘陵緑地のようなシナリオ型公園づくりなどにも取り組んでいるものの、社会経済情勢の変化に

より、施設緑地という手法の目標達成が困難となってきたことから、平成21年に策定した「みどりの大阪推進計画」では、一人あたり13㎡という目標値を取り下げ、セミパブリック空間など公民のあらゆる空間や施策による緑化戦略を位置づけています。また、緑地割合の4割以上確保や市街化区域の緑被率20%確保などの数値目標を掲げています。

ここでいう緑地とは、農用地として指定されている農地や保安林など担保性のある緑地も含んでいます。現時点で府域の緑地割合は4割以上あるものの、農地や山林は減少傾向にあるため、減少を抑制しつつ、さまざまな緑化施策を通じて4割以上を維持することを目標としています。

